

議員定数について

1. 「議員定数」とは

★議員定数は各自治体が条例によって定める。

地方自治法第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

★議員定数は次の一般選挙まで変更できない。

地方自治法第91条第2項 議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

2. 「議員定数」に関連する数字

① 議会で実質的審査する常任委員会の数

★「常任委員会」とは

・その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(地方自治法第109条第2項)

・常任委員会の設置数や各常任委員会の定数、所管については各地方議会の委員会に関する条例に定めることになっている。(地方自治法109条第9項)

★常任委員会の数と定数

・議員は少なくとも1つの常任委員に就任する。

・18年法改正により、常任委員会委員の複数所属が認められている。

・24年法改正により、議長は必要と認めるときは、常任委員を辞退することができる。

<現行の米原市議会の常任委員会の状況>

委員会名	定数
総務教育常任委員会	7人
健康福祉常任委員会	7人
産業建設常任委員会	7人

米原市議会では、副議長が2つの常任委員会の委員になることで、合計21人の委員数を確保しています。

② 議員ひとり当たりの住民数

★議員一人当たり、何人の人口を代表するのか。

・人口 39,717人とした場合(平成29年1月1日現在)

議員定数	議員一人当たりの人口
20人	1,985人
18人	2,206人
16人	2,482人

平成27年10月の米原市人口ビジョンでは、2040年(23年後)の米原市の人口は、31,535人と推計されています。

★1小学校区当たりの議員数は。

・市内小学校区 9校区 20人 ÷ 9 = 2.22人